

凡 例	
＜ 地 域 地 区 ＞	
●用途地域	建蔽率
第一種低層住居専用地域	60%
第二種低層住居専用地域	60%
第一種中高層住居専用地域	60%
第二種中高層住居専用地域	60%
第一種住居地域	60%
第二種住居地域	60%
準住居地域	60%
近隣商業地域	80%
商業地域	80%
準工業地域	60%

※第一種低層住居専用地域における高さの限度は10mです。
※第二種低層住居専用地域における高さの限度は12mです。

●容積率・高度地区・日影規制	
容積率を示す(%)	高度地区を示す
300 30m3 4-2.5	高度地区凡例
	○mΔ ○m第△種高度地区
	○m ○m高度地区
	△ 第△種高度地区
	日影規制時間を示す
※規制される日影時間は、敷地境界線から5mをこえ10mの範囲と10mをはる範囲の2種類です。また日影の測定面は、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域で平均地価より1.5mの高さ、その他の地域ではすべて4mです。	
最低限高度地区	
※建築物の高さを7m以上としなければなりません。	

●特別用途地区	
特工	特別工業地区
	第一種文教地区
	第二種文教地区
●その他	
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	駐車場整備地区

＜都市計画施設＞	
●都市計画道路	
	完了部分
	事業決定部分
	計画決定部分
	廃止部分
※第四次事業化計画優先整備路線 (平成28年度から令和7年度までに優先的に整備すべき路線。)	

＜路線式の指定＞	
※路線式とは、道路の幅(計路線)から一定の範囲で用途地域等を定めるものです。その範囲は、特記のある場合を除き20mです。	
↑ 20m	↑ 20m 計画線
↑ 20m	↑ 20m 計画線
都市計画道路のない場合	都市計画道路のある場合

●防火・準防火・新防火地域	
防火地域－容積率400%以上の区域及び の区域	
準防火地域－上記以外の渋谷区全域	
新たな防火規制区域(新防火地域)－	

